熊本県情報公開審査会の答申(平成14年8月16日付け答明73号)の概要

1 事案の概要

- (1)平成11年9月7日付けで熊本県教育委員会に対して、「熊本県教育委員会が 県教職員及び県費負担教職員に対して行った教職員の不祥事に係る処分・措置関 連文書及びその基礎となる資料のすべて(起案用紙を含む)(1996年4月1 日~1999年9月7日)」について開示請求があった。
- (2) この開示請求に対して、実施機関(熊本県教育委員会(学校人事課))は、平成11年9月21日付けで、懲戒処分についての書類5件、訓告措置についての書類2件、計7件の文書につき、下記2の表に記載した部分を除き開示する一部開示の決定を行った。
- (3)上記の決定に対して、平成11年10月5日付けで開示請求者から、本件一部開示決定の取消し、本決定において非開示となった部分について、個人情報については、公務執行中の公務員の個人情報(住所、電話番号及び不利益情報は除く)及び法人・団体の名称とその代表者名の全部開示、また、その余の情報の全部開示を求めて異議申立てが提起された。
- (4)実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、平成11年10月 20日付けで熊本県情報公開審査会に諮問を行った。
- (5)今回の答申は、この諮問に対する答申である。

2 主な争点

旧条例第8条第2号(個人が識別される情報) 第6号(将来の意思形成に支障があると認められる情報)及び第8号(将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある情報)に該当する範囲

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
個人識別情報の範囲が拡大解釈されている。 処分の原因と結果はイコールであるべきで、処分の原因となった行為の内容も開示されるべきである。	1 旧条例第8条第2号(個人識別情報)該当 (1) 市町村名、学校名、職名、氏名、 各種日付、郡名、処分日付、文書 番号及び日付、事故発生年月日、

事故発生場所、停職開始及び終了 日付、減給開始及び終了日付、各 種の日時、出頭日時及び出頭者

- (2) 酒気帯び運転と判定される経過 を記載した部分
- (3) 交通事故の日時、場所、状況を 記載した部分
- 2 旧条例第8条第6号(意思形成過程情報)及び第8号(事務事業情報)該当

非違行為の状態を記載した部分

3 旧条例第8条第2号(個人識別情報) 第6号(意思形成過程情報)及び第8号(事務事業情報)該当

被処分者のプライバシーに関する 事項、関係者のプライバシーに関す る事項、非違行為に係る一連の経緯、 行政処分及び刑事処分、当事者、学 校及び教育委員会の取った措置及び 意見、懲戒に対する所見、校長の意 見、校長の反省、事実の裏付けとな る関係資料、教育委員会の議事内容 及びその議決内容、顛末書、反省書 など

3 答申の概要

(1)審査会の結論

実施機関が非開示とした部分のうち、処分年月日、小学校・中学校の別、事故 発生年、非違行為に係る一般的事実の概要が記載された部分等は開示すべきであ る。その余の部分は、実施機関の決定は妥当である。

(2) 争点についての審査会の判断の要旨

旧条例第8条第2号該当性について

実施機関が、個人が識別されるとして非開示とした情報のうち、一部については開示しても個人識別にはつながらないため開示すべきと判断された。 その主な内容は次のとおりである。

ア 被処分者の氏名、関係者の氏名、年齢、職員番号等(非開示相当)

これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が直接識別される情報と認められる。

イ 市町村教育長名、学校種別を除く学校名、学校長名、事故発生月日、事故 発生場所、停職開始及び終了日付、生年月日、最終学歴、免許、勤務年数、 校務分掌、現住所、家族状況、生徒の部活動、学校施設の配置図等(非開 示相当)

これらの情報も、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることが認められる。

- ウ 当時の新聞で報道された被処分者及び関係者の氏名(非開示相当) これらの情報は、本来個人情報の最たるものであり、また、被処分者が 行った非違行為については、懲戒処分、訓告、あるいは刑事罰という形で 一定の社会的制裁を受けており、被処分者の基本的人権を考慮すると、な お非開示とすべきものと考えられる。
- エ 市町村名(非開示相当。ただし、一部の市名は開示すべき) 市町村名については、小学校又は中学校の数が少数である市町村については、被処分者が識別され得る蓋然性は高い。一方、当該市町村に小学校 又は中学校が多数存在する場合には、単に市町村名が開示されることによって直ちに特定の個人が識別され得るとはいえない。
- オ 職名(一部の職名は開示すべき)

職名については、同じ職名の職員がその所属に少数しかいないものがあり、このようなものについては、特定の個人が識別され得る蓋然性は高いと認められる。一方、同じ職名の職員が特定の所属に偏ることなく多数存在する場合には、単に職名のみが開示されることによって直ちに特定の所属又は特定の個人が識別され得るとまではいえない。

カ 郡名及び教育事務所名(開示すべき。ただし、一部は非開示)

郡名及び教育事務所名については、市町村名を非開示とすれば、特定の個人が識別され得る可能性は少ない。しかし、一部の公文書については、非違行為の時期が人事異動時期と重なっており、被処分者は別の教育事務所管内に異動しており、このような管外異動は非常に少ない上、その直前に非違行為のあった事例は更に少ないため、これらの情報を明らかにすれば、特定の個人を識別され得る可能性が高くなると考えられる。

旧条例第8条第6号及び第8号該当性について

実施機関が、将来の意思形成に支障があると認められる情報及び将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある情報に該当するとして非開示とした情報は、懲戒処分等の事由となった非違行為そのものについての事実の概要を説明した部分である。

この部分には、非違行為に係る事実の概要が簡潔に記載されているにすぎないため、当該部分を開示しても、将来の事後措置に係る意思形成過程や事務

の公正若しくは円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるとは認められないと 判断された。したがって、当該情報は、旧条例第8条第6号及び第8号に該 当せず開示すべきと判断された。

旧条例第8条第2号、第6号及び第8号該当性について

実施機関が、個人が識別される情報を含み、かつ、将来の意思形成及び将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある情報に該当するとして非開示とした情報は、後に本人や関係者から事情を聞いた記録や、関係者が書いた意見、本人の顛末書等の文書である。

これらの文書には、非違行為の詳細な経緯やその動機、被処分者の当時及び 現在の心境等が具体的に記載された部分、被処分者及び関係者の非違行為後 の動静や発言内容、関係者との交渉経緯などを記載した部分、非違行為を起 こした教職員の人物評価が具体的に記載された部分等が全体的に詳細かつ網 羅的に記載されている。したがって、全体として特定の個人が識別され、又 は識別され得る情報であり、また、非開示とすべき部分とその残余の部分を 容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することはできないと 認められた。

また、これらの情報は、通常、事後に一般に公開されることは前提としておらず、被処分者や関係者においても、事後に一般に公開されないことに対する合理的な期待があったものと考えることが相当である。仮にその内容が開示されれば、被処分者や関係者の実施機関に対する信頼を裏切ることはもとより、今後非違行為があった場合に、被処分者や関係者は、これが公開されることを憂慮し、事実をありのままに記載することに消極的になるなどして、具体的かつ詳細な情報が十分に得られなくなるおそれがある。その結果、処分の対象となった事実が正確に把握できなくなることから、懲戒処分等の事務の目的が達成できなくなり、また、その公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと判断された。

したがって、これらの情報については、旧条例第8条第2号、第6号及び第8号に該当し、非開示相当と判断された。

諮問実施機関:熊本県教育委員会(学校人事課)

諮問日 : 平成11年10月20日

答申日 : 平成14年 8月16日(答申第73号) 事案名 : 教員の懲戒及び服務上の措置関係文書の一部開

示決定に関する件(平成11年諮問第85号)

答申

第1 審査会の結論

熊本県教育委員会(以下「実施機関」という。)が「教員の懲戒について(平成8年度戒告)、教員の懲戒について(平成8年度戒告)、教員の懲戒について(平成9年度減給)、教員の懲戒について(平成9年度減給)、教員の懲戒について(平成10年度)、教員の訓告について(平成10年度)、教員の訓告について(平成11年度)」の一部開示決定において非開示とした部分については、別表第3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成11年9月7日、異議申立人は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)による全部改正前の熊本県情報公開条例(昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。)第5条の規定に基づき、「熊本県教育委員会が県教職員及び県費負担教職員に対して行った教職員の不祥事に係る処分・措置関連文書及びその基礎となる資料のすべて(起案用紙を含む)(1996年4月1日~1999年9月7日)」について公文書の開示請求を行った。
- 2 平成11年9月21日、実施機関は、開示請求に係る公文書として、
- (1)教員の懲戒について(平成8年度戒告)(以下「本件公文書1」という。)
- (2)教員の懲戒について(平成8年度戒告)(以下「本件公文書2」という。)
- (3)教員の懲戒について(平成9年度停職)(以下「本件公文書3」という。)
- (4)教員の懲戒について(平成9年度減給)(以下「本件公文書4」と

いう。)

- (5)教員の懲戒について(平成10年度停職)(以下「本件公文書5」 という。)
- (6)教員の訓告について(平成10年度)(以下「本件公文書6」という。)
- (7)教員の訓告について(平成11年度)(以下「本件公文書7」という。)
 - を特定し、旧条例第8条第2号、第6号又は第8号に該当することを理由に、別表第2に掲げる部分を除外して開示する一部開示の決定(以下「本件一部開示決定」という。)を行った。
- 3 平成11年10月5日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年 法律第160号)第6条の規定に基づき、本件一部開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件一部開示決定を取り消し、当該決定において非開示とされた部分について、個人情報については公務執行中の公務員の個人情報(住所、電話番号及び不利益情報は除く)及び法人・団体の名称とその代表者名を全部開示すること、その余の情報については全部開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立 ての理由を要約すれば、概ね次のとおりである。

- (1) 本件一部開示決定は、熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。
- (2)旧条例第8条第2号の個人情報の範囲について拡大解釈がなされて おり、条例の原則公開という趣旨に反する。
- (3)旧条例第8条第6号及び第8号に該当することを理由に非開示とした部分については、処分の原因と結果はイコールであるべきところ、 それを秘匿するのは近代法の精神に反する。

(4)本件一部開示決定においては、ほとんどにマスクがかけられ、中身 のある情報が開示されていない。

教育委員会及び学校は、地方行政が保有する情報の90%以上の情報を持っており、その教育情報というのは、子どもたちを預かっている学校が子どもたちに対する指導、監督をどのようにするかという教育の基本にかかわることである。

本件一部開示決定における例として、処分年度が知られると個人が 特定される可能性があるという理由で年度にもマスクがかけられてい るが、実際の書類は年度別に出されており、年度をマスクする必要は 全くない。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

本件公文書の一部を非開示とした理由は、本件公文書の中に、旧条例第8条第2号(個人識別情報)、第6号(意思形成過程情報)及び第8号(事務事業に支障が生じるおそれのある情報)に該当する情報が記録されていることによる。

1 旧条例第8条第2号(個人識別情報)該当とした理由

本件各公文書中の市町村名、学校名、職名、氏名、各種日付、郡名、 処分日付、文書番号及び日付、事故発生年月日、事故発生場所、停職開 始及び終了日付(本件公文書3のみ)、減給開始及び終了日付(本件公 文書4のみ)、各種の日時(本件公文書5のみ)、出頭日時及び出頭者 (本件公文書7のみ)については、特定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり非開示とした。

本件公文書3の「懲戒処分提案及び施行伺起案文書」の「議案文書」及び「処分事由説明書」中、酒気帯び運転と判定される経過を記載した部分並びに本件公文書4の「事故報告進達文書」、「懲戒処分提案及び施行伺起案文書」の「議案文書」及び「処分事由説明書」中、交通事故の日時、場所、状況を記載した部分については、個人としての行動に関するものであり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報として非開示とした。

2 旧条例第8条第6号(意思形成過程情報)及び第8号(事務事業に支

障が生じるおそれのある情報)該当とした理由

実施機関が、懲戒処分や訓告を行うために作成した「処分事由説明書」その他の書類中の非違行為の状態及びその前後の経過を記載した部分については、開示することにより、今後の処分を検討する際に収集される非違行為の状態に関する資料を得ることが困難になる可能性がある。すなわち、どの程度の非違行為を行えばどの程度の処分が行われたかが明らかになることで、将来、非違行為が発生した場合に、非違行為の状況に関する真実の証言等がなされなくなる場合が想定されるので、開示することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障があると認められる情報及び将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがある情報として非開示とした。

- 3 旧条例第8条第2号(個人識別情報)、第6号(意思形成過程情報) 及び第8号(事務事業に支障が生じるおそれのある情報)該当とした理 由
- (1)実施機関が、懲戒処分や訓告を行うために作成した「議案文書」その他の書類中の被処分者のプライバシーに係る事項、関係者である児童・生徒及び保護者のプライバシーに係る事項、非違行為に関する一連の行動記録や状況、事故の相手方に関する事項、行政処分及び刑事処分並びに他の処分事例を記載した部分については、関係者の私的な情報、開示することにより関係者や市町村教育委員会と県教育委員会との信頼関係を損なう可能性がある情報及びどの程度の非違行為を行えば、どの程度の処分が行われたかが明らかになることで、将来、非違行為が発生した場合に、非違行為の状況に関する真実の証言等がなされなくなる可能性のある情報が記載されており、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、開示することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障があると認められる情報及び将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがある情報として非開示とした。
- (2)市町村教育委員会や校長からの事故報告書や市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書等には、被処分者のプライバシーに係る事項、関係者である児童・生徒及び保護者のプライバシーに係る事項、非違行為に関する詳細な経緯、非違行為に関する一連の行動記録、被処分者

の行政処分及び刑事処分、当事者、学校及び教育委員会の取った措置 及び意見、懲戒に対する所見、校長の意見、校長の反省、事実の裏付 けとなる関係資料、教育委員会の議事内容及びその議決内容、顛末書、 反省書などについて、これらが渾然一体となって記載されて容易に分 離できない状況である。

これらの内容には、関係者の私的な情報や主観的評価が含まれており、これを開示すれば、当該関係者や市町村教育委員会と県教育委員会との間の信頼関係が損なわれる可能性がある。加えて、開示することにより、今後の処分を行うために必要な真実の証言等を得られなくなる可能性がある。したがって、文書全体として、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、開示することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障があると認められる情報及び将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがある情報として非開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書の内容、異議申立人の主張する内容及び異議申立てに対する実施機関の説明要旨の内容から本件一部開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 教職員の人事に関する事務について

県立高校等県立学校教職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第35条の規定により、地教行法及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)の定めるところによるとされ、また、地教行法第23条第3号の規定により、実施機関は、学校職員の任免その他の人事に関する権限を有するものとされている。

また、県費負担教職員の任命権については、地教行法第37条の規定により、実施機関に属するものとされており、この任命権には懲戒を含むと解されている。そして、服務監督については、地教行法第43条の規定により、市町村教育委員会が行うこととされている。したがって、

県費負担教職員の懲戒に関する権限は実施機関が有し、服務監督に関する権限は市町村教育委員会が有していることになる。

また、県費負担教職員の任免その他の進退については、地教行法第38条の規定により、市町村教育委員会に内申権が認められており、実施機関は、市町村教育委員会の内申をまって、任命権を行使しなければならない。

以上のことから、県立学校教職員が一定の服務上問題のある行為をした場合には、上記の規定に基づき、実施機関が学校等の職員の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として地公法第29条に基づく懲戒処分を行うほか、比較的軽易な義務違反等で、地公法上の懲戒処分を行うには至らないと判断される場合には、実施機関から「教育機関の職員の服務を監督すること」について事務の委任を受けた県教育長がその権限に基づき文書訓告・口頭訓告等の措置(以下「服務上の措置」という。)を行い、学校における秩序維持と校務能率の向上を図っている。また、県費負担教職員が服務上問題のある行為をした場合には、実施機関が、その行為が懲戒処分の対象となるか否かを調査、判断し、実施機関が地公法に基づく懲戒処分を行うほか、市町村教育委員会が、実施機関の判断を踏まえて、服務上の措置を行っている。

このうち、服務上の措置については、制裁処分としての懲戒処分とは 異なり、服務監督権限を有する者が、服務上問題のある者に対して、本 人の反省を促し、将来を戒めることを趣旨とする事実上の措置であると されている。

また、学校長は、学校教育法第28条第3項及び第51条の規定により所属教職員を監督することとされている。学校長は、所属教職員に服務上問題があると判断した場合には、実施機関に対し、随時口頭で報告するほか、必要に応じ文書で報告を行っている。なお、市町村立学校の場合は市町村教育委員会を経由して実施機関に対する報告が行われているところである。

2 開示請求に係る公文書について

本件各公文書は、県立学校教職員及び県費負担教職員の懲戒の対象となった行為(以下「非違行為」という。)について、実施機関が、任命権者として当該教職員に対する懲戒処分又は服務上の措置(以下「事後

措置」という。)の要否、内容等を決定する過程において作成又は取得した文書であり、全部で7件の懲戒処分及び服務上の措置に関する文書で構成されている。

本件公文書1から本件公文書5までの案件については懲戒処分に関するものであり、本件公文書6及び本件公文書7の案件については服務上の措置に関するものである。

また、本件公文書6及び本件公文書7については県立学校で、それ以外は市町村立学校で発生した案件である。

本件各公文書は、いずれも複数の文書によって構成されており、各案件ごとに構成に差異があるものの、概ね次の文書で構成されている。

- (1)教員の懲戒についての伺い文(本件公文書1、本件公文書2、本件公文書3、本件公文書4及び本件公文書5)
- (2)教員の懲戒についての教育委員会提案伺い文(本件公文書1及び本件公文書2、本件公文書3から本件公文書5は(1)に含まれる)
- (3)懲戒処分内申関係文書(熊本市を除く市町村の場合は教育事務所の副申を含む。)
- (4)学校長、市町村教育委員会、教育事務所から実施機関に提出された 事故報告書
- (5)教員の訓告についての伺い文
- (1)教員の懲戒についての伺い文について

教員の懲戒についての伺い文は、本件公文書1及び本件公文書2については、実施機関が当該教職員に対する懲戒についての意思決定後、処分を発令する際に作成された文書である。

具体的には、伺い文、教育事務所に対する通知文書、被処分者に交付する処分書案及び処分事由説明書案等である。

また、本件公文書3から本件公文書5までについては、実施機関が 教育委員会の会議に懲戒処分の要否と内容を提案し意思決定を行い、 処分を発令する際に作成された伺いである。

具体的には、伺い文と議案文書及びその添付資料等、教育事務所に 対する通知文書、被処分者に交付する処分書案及び処分事由説明書案 等である。

(2)教員の懲戒についての教育委員会提案伺い文(本件公文書1及び本

件公文書2)について

教員の懲戒についての教育委員会提案伺い文は、実施機関が教育委員会の会議に懲戒処分の要否と内容を提案し決定を行う際に作成され た伺いである。

具体的には、伺い文と議案文書及びその添付資料等である。

(3)懲戒処分内申関係文書(本件公文書1、本件公文書2、本件公文書3、本件公文書4及び本件公文書5)について

懲戒処分に関する内申は、地教行法第38条の規定により、市町村 教育委員会が作成し、実施機関に提出した文書であり、熊本市を除く 小中学校の場合は、教育事務所長を経由して提出された文書である。

(4)事故報告書(本件公文書1、本件公文書2、本件公文書3、本件公文書4、本件公文書5及び本件公文書6)について

事故報告書は、熊本県立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第6号)及びそれぞれの市町村において定める市町村立学校管理規則の規定により、学校長が作成し、小中学校の場合は市町村教育委員会及び教育事務所を経由して、実施機関に提出された文書であり、懲戒処分の検討に供されたものであり、事故の概要等を一定の形式に整理したものである。

(5)訓告を行うことについての伺い(本件公文書6及び本件公文書7) について

訓告についての伺いは、実施機関が服務上の措置を行う際に作成された伺いである。

具体的には、伺い文、訓告案、学校長に対する通知文書である。

3 基本的な考え方

実施機関が主張している論点は、旧条例第8条第2号、第6号及び第8号該当性である。

当審査会においては、まず、旧条例第8条第2号該当性を検討し、次に同号に該当しない部分について、同条第6号及び第8号該当性を検討する。

- 4 旧条例第8条第2号該当性について
- (1)旧条例第8条第2号本文は、開示しないことができる情報として

「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」 と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の プライバシーについては最大限に保護するため、特定の個人が識別さ れ得るような情報が記録されている公文書については、同号ただし書 に該当するときを除き、非開示とすることを定めたものである。

同号中、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、 特定の個人が当該公文書から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別されなくとも、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報も含まれると解する。なお、ここでいう「他の情報」の範囲としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報は、「他の情報」に含まれないものと解する(平成13年11月27日付け当審査会答申第67号)。

以下、これを本件各公文書について検討する。

- (2)本件各公文書に記録されている情報のうち、旧条例第8条第2号に 該当することを理由に実施機関が非開示とした部分は、別表第2に掲 げる部分である。
 - ア これらの情報のうち、被処分者の氏名、関係者の氏名、年齢、職員番号等の情報については、特定の個人が直接識別される情報と認められる。

市町村教育長名、学校種別を除く学校名、学校長名、事故発生月日、事故発生場所、停職開始及び終了日付、生年月日、最終学歴、免許、勤務年数、校務分掌、現住所、家族状況、生徒の部活動、学校施設の配置図等についても、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められるので、旧条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イから二までのいずれにも該当しない。

なお、当審査会の調査の結果、本件公文書2、本件公文書4、本件公文書6及び本件公文書7については、非違行為の日時、場所、事実の概要等が当時の新聞で報道されていることが認められた。し

たがって、新聞で報道されたこれらの情報については、個人情報で あっても開示することができないものか検討する必要がある。

本件公文書4及び本件公文書7においては、被処分者及び関係者の氏名が報道されているが、氏名については、本来個人情報の最たるものであり、また、被処分者自身が行った非違行為については、懲戒処分、訓告、あるいは刑事罰という形で一定の社会的制裁を受けており、被処分者の基本的人権を考慮すると、なお非開示とすべきものと考えられる。

イ 市町村名

市町村名を開示した場合、小学校・中学校の別を開示することを 前提に考えると、小学校又は中学校の数が少数である市町村につい ては、被処分者が識別され得る蓋然性は高い。一方、当該市町村に 小学校又は中学校が多数存在する場合には、単に市町村名が開示さ れることによって直ちに特定の個人が識別され得るとはいえない。

上記の考え方に基づき、当審査会が実際に本件各公文書を見分したところ、本件公文書1、本件公文書2、本件公文書4及び本件公文書5に係る当該情報については、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められ、旧条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イから二までのいずれにも該当しない。

ウ 職名

職名については、同じ職名の職員がその所属に少数しかいないものがあり、このようなものについては、一般人が通常知り得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る蓋然性は高いと認められる。

一方、教諭のように、同じ職名の職員が特定の所属に偏ることなく多数存在する場合には、単に職名のみが開示されることによって直ちに特定の所属又は特定の個人が識別され得るとまではいえないと認められる。

上記の考え方に基づき、当審査会が実際に本件各公文書を見分したところ、本件公文書4に係る当該情報については、同じ職名の職員が少数しかいないものであることから、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められ、旧

条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イから二までのいずれにも該当しない。

エ 郡名及び教育事務所名

市町村名を非開示とすれば、特定の個人が識別され得る可能性は 少ないので、郡名及び教育事務所名は開示相当である。

しかし、本件公文書4に係る当該情報については、非違行為が発生した時期が、人事異動時期と重なっており、被処分者は、別の教育事務所管内の学校へ異動した。このような管外異動は非常に少ない上、その直前に非違行為のあった事例は更に少ないため、これらの情報を明らかにすれば、特定の個人を識別され得る可能性が高くなると考えられる。したがって、旧条例第8条第2号本文に該当する。また同号ただし書イから二までのいずれにも該当しない。

オ 上記アからエに対し、事案の内容により異なる場合はあるが、処 分年月日、小学校・中学校の別、事故発生年など別表第3に掲げる 情報については、開示したとしても特定の個人が識別され得るとは いえないので開示相当と判断する。

5 旧条例第8条第6号及び第8号該当性について

(1)旧条例第8条第6号について

旧条例第8条第6号は、開示しないことができる情報として「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、検討、調査研究等に関して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障があると認められるもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、県又は国等の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。特定の事務事業における個別の事案において、当該事案に係る決裁等の手続が終了しても、当該事務事業についての最終的な意思決定が得られていない情報を開示することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあり、また、行政内部の審議、検討、調査研究等を適正かつ効率的に行うことに支障を来す場合があることから、このような場合

には非開示とするものである。

(2)旧条例第8条第8号について

旧条例第8条第8号は、開示しないことができる情報として「県又は国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な 執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書 については、非開示とすることを定めたものである。

当審査会は、同号の解釈・適用に当たっては、行政機関の側の利便を基準にその主観的判断に基づいて決されるべきものではなく、保護されるべき利益が実質的に保護するに値する正当なものか、危険が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか、などについて総合的に判断しなければならないものと解する。

- (3)まず、本件各公文書に記載されている情報のうち同号に該当することを理由に実施機関が非開示とした部分は、実施機関が教職員の非違行為について、懲戒処分又は服務上の措置を講ずるに当たって作成し、又は取得した文書であることから、旧条例第8条第6号に規定する「県の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部における検討に関して実施機関が作成し、又は取得した情報」及び同条第8号に規定する「県が行う事務事業に関する情報」に該当することは明らかである。
- (4)次に、当該情報が記載されている本件各公文書を開示することにより、実施機関が行う将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障があるか、あるいは実施機関が行う将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。
 - ア 実施機関は、処分事由説明書その他の書類中の非違行為の状態を 記載した部分を開示すれば、「今後の処分を検討する際に収集され る非違行為の状態に関する資料を得ることが困難になる可能性があ

る。すなわち、どの程度の非違行為を行えばどの程度の処分が行われたかが明らかになることで、将来、非違行為が発生した場合に、 非違行為の状況に関する真実の証言等がなされなくなる場合が想定 される」旨主張する。

しかしながら、当審査会が実際に当該情報が記録されている部分を見分したところ、これには、非違行為に係る一般的事実の概要が簡潔に記載されているにすぎず、当該部分を開示しても、実施機関が主張するような将来の事後措置に係る意思形成過程や事務の公正若しくは円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるとは認められない。したがって、当該情報は、旧条例第8条第6号及び第8号に該当しない。

イ 実施機関は、市町村教育委員会や校長からの事故報告書や懲戒処分内申文書その他の書類中には、被処分者のプライバシーに関する事項、関係者である児童・生徒及び保護者のプライバシーに係る事項、非違行為に係る一連の経緯、行政処分及び刑事処分、当事者、学校及び教育委員会の取った措置及び意見、懲戒に対する所見、校長の意見、校長の反省、事実の裏付けとなる関係資料、教育委員会の議事内容及びその議決内容、顛末書、反省書などについてこれらが渾然一体となって記載され容易に分離できない状況であり、これらの内容には、関係者の私的な情報や主観的評価が含まれており、これを開示すれば関係者や市町村教育委員会と県教育委員会との信頼関係を損なう可能性がある情報及びどの程度の非違行為を行えばどの程度の処分が行われたかが明らかになることで、将来、非違行為が発生した場合に、非違行為の状況に関する真実の証言等が得られなくなる可能性がある情報である旨主張している。

当審査会が実際に当該情報が記録されている部分を見分したところ、非違行為の詳細な経緯やその動機、被処分者の当時及び現在の心境等が具体的に記載された部分、被処分者及び関係者の非違行為後の動静や発言内容、関係者との交渉経緯などを記載した部分、非違行為を起こした教職員の人物評価が具体的に記載された部分等が全体的に詳細かつ網羅的に記載されていることが認められる。したがって、この部分に記載されている情報は、全体として特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、また、非開示とすべき

部分とその残余の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することはできないと認められた。

また、これらの情報は、通常、事後に一般に公開されることは前提とされておらず、被処分者や関係者においても、事後に一般に公開されないことに対する合理的な期待があったものと考えることが相当である。仮にその内容が開示されれば、被処分者や関係者の実施機関に対する信頼を裏切ることはもとより、今後非違行為があった場合に、被処分者や関係者は、これが公開されることを憂慮し、事実をありのままに記載することに消極的になるなどして、具体的かつ詳細な情報が十分に得られなくなるおそれがある。その結果、処分の対象となった事実が正確に把握できなくなることから、懲戒処分等の事務の目的が達成できなくなり、また、その公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報については、開示することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障があると認められる情報及び将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるおそれがある情報であることが認められた。

以上により、これらの部分については、旧条例第8条第2号、第6号及び第8号に該当する。

7 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会長坂本仁郎会長職務代理者石橋敏郎委員福嶋美和子委員大江正昭委員林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審査の経過
平成11年10月20日	・諮問(第85号)
平成11年12月 8日	・実施機関から一部開示理由説明書を受理 (第85号)
平成13年11月27日	・諮問の審議
平成14年 1月10日	・異議申立人から意見を聴取・諮問の審議
平成14年 1月30日	・諮問の審議
平成14年 3月 1日	・諮問の審議
平成14年 3月29日	・諮問の審議
平成14年 5月 2日	・諮問の審議
平成14年 5月23日	・諮問の審議
平成14年 6月27日	・諮問の審議
平成14年 7月31日	・諮問の審議

別表第1 開示請求に係る公文書の内訳

番号	左欄の公文書を構 成する公文書名	内容
本件公文書	(1) 教員の懲戒についての 伺い文	ア 起案本文 イ 懲戒処分通知 ウ 処分書 エ 処分事由説明書
1	(2) 教員の懲戒についての 教育委員会提案伺い文	ア 起案本文 イ 議案文書(提案理由、処分事由、事故の概要等)
	(3) 懲戒処分内申関係文書	ア 教育事務所からの進達文書 イ 懲戒処分副申文書 ウ 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(市町村 教育委員会議決書)
	(4) 事故報告書1回目	ア 教育事務所からの進達文書 イ 市町村教育委員会からの事故報告書 ウ 校長からの事故報告書(学校配置図、顛末書)
	(5) 事故報告書2回目	ア 教育事務所からの進達文書 イ 市町村教育委員会からの事故報告書 ウ 校長からの事故報告書
本件公文書	(1) 教員の懲戒についての 伺い文	ア 起案本文イ 懲戒処分通知ウ 処分書エ 処分事由説明書
2	(2) 教員の懲戒についての 教育委員会提案伺い文	ア 起案本文 イ 議案文書(提案理由、処分事由、事故の概要等)
	(3) 懲戒処分内申関係文書	ア 教育事務所からの進達文書 イ 懲戒処分副申文書 ウ 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(市町村 教育委員会会議録)
	(4) 職務命令拒否に関する 状況報告	ア 教育事務所からの職務命令拒否状況進達文書 イ 市町村教育委員会からの職務命令拒否状況報告文書 ウ 校長からの職務命令拒否状況報告文書(職務命令拒 否に関する状況報告、別紙1 命令拒否の事実、別紙 2 に伴う指導状況、市町村教育委員会個人学習診 断テスト実施要領、学校同テスト実施計画、日課表及 び勤務時間の割り振り、校務分掌一覧、教職員一覧 表、学級編制表、市町村立小中学校管理規則、学診の 実施に係る所見、顛末書)
本件公文書	(1) 教員の懲戒についての 伺い文	ア 起案本文 イ 議案文書(提案理由、処分事由、事故の概要等) ウ 処分書 エ 処分事由説明書
3	(2) 懲戒処分内申関係文書	ア 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(市町村 教育委員会議決文)
	(3) 事故報告書	ア 市町村教育委員会からの事故報告書 イ 校長からの事故報告書(略図、顛末書、反省書、告 知票・免許証保管証、運転免許証、略式手続説明書、 領収証書、運転免許停止処分書)

本件公文書 4	(1) 教員の懲戒についての 伺い文	ア 起案本文 イ 議案文書(提案理由、処分事由、事故の概要等) ウ 懲戒処分通知書 エ 処分書 オ 処分事由説明書
4	(2) 懲戒処分内申関係文書	ア 教育事務所からの進達文書 イ 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(市町村 教育委員会議案文書、議決文)
	(3) 事故報告書1回目	ア 教育事務所からの進達文書 イ 市町村教育委員会からの事故報告書 ウ 校長からの事故報告書(顛末書、反省書、運転免許 証)
	(4) 事故報告書2回目	ア 教育事務所からの進達文書 イ 市町村教育委員会からの事故報告書 ウ 校長からの事故報告書(顛末書、略式命令書、起訴 状、運転免許取消処分書、教員の交通事故について (続報)
本件公文書	(1) 教員の懲戒についての 伺い文	ア 起案本文 イ 議案文書(提案理由、処分事由、事故の概要等) ウ 処分書 エ 処分事由説明書
百 5	(2) 懲戒処分内申関係文書	ア 教育事務所からの進達文書 イ 懲戒処分副申文書 ウ 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(市町村 教育委員会議決文)
	(3) 事故報告書1回目	ア 教育事務所からの進達文書 イ 市町村教育委員会からの事故報告書 ウ 校長からの事故報告書(顛末書、告知票・免許証保 管証、運転免許証、地図)
本件公立	(1) 教員の訓告についての 伺い文	ア 起案本文 イ 口頭訓告書 ウ 出頭通知書
文書 6	(2) 事故報告書	ア 校長からの事故報告書
本件公文書7	(3) 教員の訓告についての 伺い文	ア 起案本文 イ 訓告書 ウ 出頭通知書

別衣弟 2 非用示部分	J
公文書の略称	実施機関が非開示とした部分
本件公文書1 (教員の懲戒について(平成8年度 戒告))	旧条例第8条第2号該当 ・ 教育事務所名、郡名、市町村名、学校名、職名、(被処分者、教育事務所長及び学校長の)氏名 ・ 起案年月日、決裁年月日、施行年月日、教育委員会の開催年月日 ・ 文書の記号及び番号 ・ 処分年月日 ・ 事故発生年月日・時間 ・ 事故発生場所
	旧条例第8条第6号及び第8号該当 ・ 処分事由説明及び議案文書中の体罰の状態を記載した部分 ・ 教育事務所からの事故報告進達文書中の体罰の概要及び実 施機関の担当者が記入した事故報告の手続に関する指導方針
	旧条例第8条第2号、第6号及び第8号該当 ・ 議案文書中の被処分者のプライバシーに関する事項及び刑事罰に関する事項、体罰事件に関係した児童・生徒及び保護者のプライバシーに係る事項、体罰に係る一連の行動記録及び他の処分事例を記載した添付資料 ・ 教育事務所からの懲戒処分副申文書 ・ 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(市町村教育委員会議決書) ・ 市町村教育委員会からの事故報告書 ・ 校長からの事故報告書(学校配置図、顛末書)
本件公文書 2 (教員の懲戒について(平成8年度 戒告))	旧条例第8条第2号該当 ・ 教育事務所名、郡名、市町村名、学校名、職名、(被処分者、教育事務所長の)氏名 ・ 起案年月日、決裁年月日、教育委員会の開催年月日 ・ 文書の記号及び番号、文書の日付、 ・ 処分年月日 ・ 事故発生年月日 ・ 事故発生場所 ・ 文書の件名中職務命令拒否の内容を記載した部分
	旧条例第8条第6号及び8号該当 ・ 処分事由説明及び議案文書中の職務命令違反の状態を記載 した部分
	旧条例第8条第2号、第6号及び第8号該当 ・ 議案文書中の被処分者のプライバシーに関する事項、職務命令違反に係る一連の行動記録及び他の処分事例を記載した添付資料 ・ 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(市町村教育委員会からの職務命令拒否状況報告文書・校長からの職務命令拒否状況報告文書・校長からの職務命令拒否状況報告文書(別紙2 本行長がらの職務命令拒否状況報告文書(別紙2 本行長がらの職務の令拒否が記載の事実、別紙2 本行長がらの職務の令拒否の事実、別紙2 本行に関うでは、対策が関係を受けるの事では、対策を受ける、対策を関係を受ける。対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
本件公文書3 (教員の懲戒について(平成9年度 停職))	旧条例第8条第2号該当 ・ 市町村名、学校名、職名、氏名 ・ 起案年月日、決裁年月日、教育委員会の開催年月日 ・ 処分年月日 ・ 酒気帯び運転と判定される経過を記載した部分 ・ 停職開始及び終了日付 ・ 事故発生年月日
	旧条例第8条第2号、第6号及び第8号該当 ・ 議案文書中の被処分者のプライバシーに関する事項、酒気

帯び運転に関する一連の行動記録、検挙後の行政処分及び刑 事処分並びに他の処分事例を記載した添付資料 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(教育委員会の 議決文) 市町村教育委員会からの事故報告文書 校長からの事故報告文書(略図、顛末書、反省書、告知男・免許証保管証、運転免許証、略式手続説明書、領収証書、 運転免許停止処分書) 本件公文書 4 旧条例第8条第2号該当 田宗例第 0 宗第 2 写該当 教育事務所名、郡名、市町村名、学校名、職名、(被処分 者、教育事務所長、校長の)氏名 起案年月日、決裁年月日、施行年月日 文書の記号及び番号、文書の日付 交通事故の日時、場所、状況を記載した部分 瀬公年日 (教員の懲戒につ いて(平成9年度 減給)) 処分年月日 事故発生年月日 事故発生場所 旧条例第8条第2号、第6号及び第8号該当 議案文書中の被処分者のプライバシーに関する事項、交通 事故に関する一連の状況、行政処分及び刑事処分並びに他の 処分事例を記載した部分 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(教育委員会の 教育委員会の議案文及び議決文) 教育事務所からの事故報告進達文書中の事故の概要 市町村教育委員会からの事故報告文書 校長からの事故報告書(顛末書、反省書、運転免許 市町村教育委員会からの事故報告文書(2回目) 校長からの事故報告書(2回目)(顛末書、略式命令書 (写)、起訴状(写)、運転免許取消処分書(写)) 教員の交通事故について(続報) 本件公文書5 旧条例第8条第2号該当 | 市町村名、学校名、職名、氏名 | 起案年月日、決裁年月日、施行年月日、発送年月日、教育 |委員会の開催年月日 _ (教員の懲戒につ いて(平成10年度停職)) 文書の記号及び番号、文書の日付 停職の始期・終期 議案番号 魘分星月日 酒気帯び運転と判定される経過を記載した部分 事故発生年月日 事故発生場所 校長からの速報の日時 教育事務所の対応の日時 校長会議の開催月日 臨時教育委員会の開催月日 旧条例第8条第2号、第6号及び第8号該当 議案文書中の被処分者のプライバシーに関する事項、交通 事故に関する一連の状況、行政処分及び刑事処分並びに他の 処分事例を記載した部分 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書(教育委員会の 議決文) 市町村教育委員会からの事故報告文書 校長からの事故報告文書 (顛末書、告知票・免許証保管証、略式手続説明書、運転免許証、略図) 本件公文書6 旧条例第8条第2号該当 | 学校名、職名、氏名 | 学校名、職名、氏名 | 起案年月日、決裁年月日、公印なつ印年月日 | 文書の記号及び番号、文書の日付 | 処分年月日 (教員の訓告につ いて(平成10年 度))

出頭日時

	旧条例第8条第6号及び8号該当 ・ 訓告伺起案文書及び口頭訓告案中の体罰の状態を記載した部分 旧条例第8条第2号、第6号及び8号該当 ・ 学校長からの事故報告書 旧条例第8条第8号該当 ・ 訓告の方法を記載した部分
本件公文書 7 (教員の訓告について(平成11年度))	旧条例第8条第2号該当 ・ 学校名、職名及び職名を類推させる部分、氏名 ・ 起案年月日、決裁年月日、施行年月日、公印なつ印年月日、発送年月日 ・ 事故発生年月 ・ 文書の記号及び番号 ・ 処分年月日 ・ 出頭日時

別表第3 開示すべき部分

かける人自コ	間 テオ ベキ 却 八
公文書名	開示すべき部分
教員の懲戒につ いて (伺い)	 決裁年月日、起案年月日、施行年月日、教育委員会の開催年月日 文書の記号及び番号 学校種別(小学校・中学校の別) 職名 教育事務所名 郡名 処分年月日 事故発生年 処分事由説明
教育委員会提案について(伺い)	 決裁年月日、起案年月日 学校種別(小学校・中学校の別) 職名 事故発生年 処分事由説明 議案文書の資料として添付されている事故の概要等中事実に関する部分(事故発生月日、氏名、生徒の学年、生徒の部活動名、被処分者の主観を直接引用した部分、事故発生後の詳細な経緯や関係者との交渉経緯を記載した部分を除く) 類似の処分例(事故発生月日、市町村名、学校名、処分年月日を除く)
懲戒処分内申関 係文書	・ 文書の記号及び番号(市町村名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 熊本県教育長の氏名 ・ 教育事務所名 ・ 教育事務所長名 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 職名 ・ 文書受付年月日及び受付番号 ・ 事故発生年・時間 ・ 教育事務所からの懲戒処分副申文書中懲戒についての所見 ・ 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書中事故の概要及び参考事項(所属する部活動名を除く) ・ 市町村教育委員会議決書(市町村名、学校名、教員の氏名を除く)
事故報告書1回目	・ 文書の記号及び番号(市町村名及び学校名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 教育事務所名 ・ 教育事務所長名 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 事故発生年・時間 ・ 事故の概要(事故発生月日、生徒の所属する部活動名、生徒の学年及び氏名、被処分者の主観を直接引用した部分、生徒の学年及び氏名、被処分者の主観を直接引用した部分、生徒が受診した医療機関名等)を除く) ・ 実施機関の担当者が記入した事故報告の手続に関する指導方針 ・ 文書受付年月日及び受付番号

	・ 市町村教育委員会からの事故報告中、委員会の意見・ 学校からの事故報告中、事故の経緯(事故発生月日、生徒の所属する部活動名、生徒の学年及び氏名、教職員の氏名、被処分者の主観を直接引用した部分、けがの内容、生徒が受診した医療機関名を除く)
事故報告書 2 回目	・ 文書の記号及び番号(市町村名及び学校名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 教育事務所名 ・ 教育事務所長名 ・ 教育事務所長名 ・ 職名 ・ 文書受付年月日及び受付番号 ・ 事故発生年・時間 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 市町村教育委員会からの事故報告中、委員会の意見 ・ 学校からの事故報告書中、事故の経緯(事故発生月氏氏がの所属する部活動名、生徒の学年及び氏名、教員の氏名が ・ での所属する部活動名、生徒の学年及び氏名、教員の氏名が ・ での所属する部活動名、生徒の学年及び氏名、教員の氏名が ・ での所属する部活動名、生徒の学年及び氏名、教員の氏名が ・ での所属する部活動名、生徒のの反省(生徒の氏名を除く)、校長の反省(生徒の氏名を除く)

公文書名	開示すべき部分
教員の懲戒につ いて(伺い)	 決裁年月日、起案年月日、教育委員会の開催年月日 郡名 学校種別(小学校・中学校の別) 職名 文書の記号及び番号 文書の日付 処分年月日 事故発生年月 処分事由説明(学校名を除く)
教育委員会提案について(伺い)	 決裁年月日、起案年月日 郡名 学校種別(小学校・中学校の別) 職名 事故発生年月 処分事由説明(学校名を除く) 事故の概要等中、事実に関する部分(職務命令拒否の日、被処分者の氏名、学校名、被処分者の体調に関する記述、教頭の氏名、被処分者の発言内容を直接引用した部分、被処分者の担当学年を除く) 類似の処分例(職務命令拒否の月日、処分年月日を除く)
懲戒処分内申関 係文書	・ 文書の記号及び番号(市町村名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 教育事務所名 ・ 教育事務所長名 ・ 職名 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 事故発生年月 ・ 熊本県教育長の氏名 ・ 市町村教育委員会からの懲戒処分内申文書中、事故の概要および参考事項(事故発生日、被処分者の氏名、文書の記号中市町村名の特定につながる部分を除く)

職務命令拒否に関 文書の記号及び番号(市町村名の特定につながる部分を除 する状況報告書 文書の日付 教育事務所名 教育事務所長名 文書の件名中職務命令拒否の内容を記載した部分(「個人 学習診断テスト」) 文書受付年月日及び受付番号 熊本県教育長の氏名 学校種別(小学校・中学校の別) 職名 事故発生年 市町村教育委員会からの職務命令拒否に関する状況報告中 教育委員会の意見(教育委員会開催月日、市町村名、学診 の実施日を除く) 校長からの職務命令拒否に関する状況報告中、校長の意見 (教育委員会開催月日、市町村名、学校名、被処分者の氏名、教頭の氏名、被処分者の体調に関する記述、職務命令拒 否に係る日付を除く) 市町村教育委員会個人学習診断テスト実施要項(市町村 名、学校名、学校長名を除く) 小学校個人学習診断テスト実施計画(市町村名、学校名、 学校長名、教員の氏名を除く) 日課表及び勤務時間の割り振り(市町村名、学校名、学校 長名を除く) 校務分掌一覧(市町村名、学校名、学校長名、教員の氏名 を除く) 市町村立小中学校管理規則(市町村名、教育長名を除く) 学診の実施に係る所見(学校名、学年、市町村名、学校長 名を除く)

公文書名	開示すべき部分
教員の懲戒につ いて (伺い)	 決裁年月日、起案年月日、教育委員会の開催年月日、処分年月日 市町村名 学校種別(小学校・中学校の別) 職名 事故発生年 処分事由説明 事故の概要等(事故発生月日、学校名、学校行事、氏名、店名、個人の主観を除く) 類似の処分例(事故発生月日、市町村名、学校名、処分年月日を除く) 停職期間のうち年
懲戒処分内申関 係文書	 ・ 文書の記号及び番号 ・ 文書の日付 ・ 市町村名 ・ 市町村教育長名 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 職名 ・ 事故発生年 ・ 文書受付年月日及び受付番号 ・ 事故の概要及び参考事項(事故発生月日、学校行事、担当する業務、氏名、被処分者の主観を除く) ・ 市町村教育委員会議決文(学校名、氏名を除く)

事故報告書	・ 市町村教育委員会からの事故報告(事故発生月日、氏名、 年齢、住所、事故の概要中学校行事の月日及び内容に係る部 分を除く) ・ 学校からの事故報告(文書の記号中学校名の特定につなが る部分、学校名、学校長氏名、事故発生月日、被処分者氏 名、年齢、住所、担当する業務、事故の経緯中学校行事の月 日及び内容、担当する業務、店名、店の住所、被処分者の体 調に関すること、被処分者の主観、校長の反省中担当する業 務に関する記述、現場略図中店名を除く)

公文書名	開示すべき部分
教員の懲戒につ いて (伺い)	 決裁年月日、起案年月日、施行年月日、発送年月日 学校種別(小学校・中学校の別) 事故発生年 処分事由説明(郡名、市町村名を除く) 事故の概要等(事故発生月日、被処分者の人事異動に関する記述、氏名、職名、事故発生場所、市町村名、学校名、店名、被害者の所属・職・氏名・医療機関の名称・傷害の程度・死亡日を除く) 類似の処分例(市町村名、学校名、事故発生月日、処分年月日を除く) 文書の記号及び番号(教育事務所の特定につながる部分を除く) 文書の日付 減給の始期及び終期 処分年月日
懲戒処分内申関 係文書	 ・ 文書の記号及び番号(教育事務所名、市町村名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 事故発生年及び時間 ・ 文書受付年月日及び受付番号 ・ 事故内容(職名を除く) ・ 処分の理由 ・ 市町村教育委員会議案文(職名、市町村名、市町村教育長名、学校名、氏名、住所を除く) ・ 市町村教育委員会議決書(市町村名、市町村教育委員長・教育委員長職務代理者・教育委員・教育長の氏名、職名、学校名、氏名を除く)
事故報告書 1 回目	・ 文書の記号及び番号(教育事務所名、市町村名及び学校名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 事故発生年及び時間 ・ 教育事務所からの進達文書中、事故の概要(人事異動に関する記述、職名、氏名、市町村名、学校名、事もした医療機関名、被害者の所属・職・氏名、被害者が受診した医療機関名、被害者の死亡目及び死亡原因を除く) ・ 教員の交通死亡事故について(報告)中、事故の概要(事故発生月日、事故発生場所、被処分者の氏名、職名、憲者の氏名、職名、属性、死亡原因、死亡月日を除く) ・ 市町村教育委員会からの事故報告書(文書の記号中市町村の特定につながる部分、市町村名、市町村長名、職名、事故発生月日、関係者氏名・所属・年齢を除く)

	・ 学校からの事故報告中、事故の経緯(人事異動に関する記述、職名、氏名、学校名、住所、市町村名、店名、被害者の所属・職名・氏名、被害者が受診した医療機関名、関係者氏名、事故後の詳細な経緯を除く)、校長の反省(被処分者の氏名、職名、人事異動に関する記述を除く)
事故報告書2回目	 ・ 文書の記号及び番号(教育事務所名、市町村名及び学校名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 文書受付年月日及び受付番号 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 市町村教育委員会からの事故報告中、その後の経過について、教育委員会の意見 ・ 学校からの事故報告中、その後の経過について、校長の意見(被処分者の氏名、職名、人物評価を除く)

公文書名	開示すべき部分
教員の懲戒につ いて (伺い)	 決裁年月日、起案年月日、施行年月日、発送年月日、教育委員会の開催年月日、処分年月日 学校種別(小学校・中学校の別) 職名 議案番号 郡名 事故の概要等(氏名、事故発生月日、学校名、学校行事、被処分者の職務内容を除く) 類似の処分例(事故発生月日、市町村名、学校名、処分年月日を除く) 処分事由説明(市町村名、学校名、氏名、事故発生月日を除く) 停職期間のうち年
懲戒処分内申関 係文書	 ・ 文書の記号及び番号(市町村名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 職名 ・ 文書受付年月日及び受付番号 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 事故発生年及び時間 ・ 事故発生場所 ・ 熊本県教育長の氏名 ・ 事故の概要及び参考事項(事故発生月日を除く) ・ 市町村教育委員会議決書(市町村名、教育委員氏名、出席職員氏名、被処分者の学校名及び氏名を除く)
事故報告書	・ 文書の記号及び番号(市町村名及び学校名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 職名 ・ 校長からの速報の日時 ・ 教育事務所の対応の日時 ・ 文書受付年月日及び受付番号 ・ 事故発生年及び時間 ・ 事故発生場所 ・ 学校種別(小学校・中学校の別) ・ 市町村教育委員会からの事故報告中、委員会の意見・処置 (氏名、市町村名、市町村校長会の開催月日を除く) ・ 学校からの事故報告中、事故の経緯(事故発生月日、関係

者氏名、住所、学校行事、担当する業務に関する記載事項を除く)、学校のとった処置(氏名を除く)、校長の反省(今後の事後措置に関する記述を除く)、その他参考となる事項(氏名、担当する業務に関する記述を除く) 現場略図(自宅部分を除く)

本件公文書 6

公文書名	開示すべき部分
教員の訓告につ いて (伺い)	 ・ 起案年月日、決裁年月日、公印なつ印済年月日 ・ 文書番号 ・ 職名 ・ 文書の日付 ・ 文書の記号及び番号(学校名の特定につながる部分を除く) ・ 事故発生年 ・ 体罰の状況を記載した部分 ・ 訓告の方法を記載した部分 ・ 訓告年月日 ・ 出頭日時
事故報告書	・ 文書の記号及び番号(学校名の特定につながる部分を除く) ・ 文書の日付 ・ 事故発生年 ・ 事故の経緯(事故発生月日、教員及び関係生徒の氏名、生 徒の学年と組、担当する業務、個人の体調に関することを除 く) ・ 学校のとった処置(教員の氏名、担任する学年、担当する 業務を除く) ・ 校長の反省(教員の氏名、当該教員に対する評価を除く)

公文書名	開示すべき部分
教育長訓告について(伺い)	 職名及び職名を類推させる部分 起案年月日、決裁年月日、施行年月日、公印なつ印済年月日、発送年月日 文書の記号及び番号 事故発生年月 訓告年月日 出頭者 出頭日時